

2026年7月7日
明 治 大 学

2027年度以降の明治大学一般選抜における出願資格の変更について

このことについて、2027年度一般選抜（2027年4月入学）から、下記のとおり出願資格を変更します。出願に際しては、本年11月に公開予定の2027年度明治大学一般選抜要項をご確認ください。

記

以下の出願資格について、下表の赤字で示した要件を追加します。

出願資格
・外国において学校教育における12年の課程を修了した者および2027年3月31日までに修了見込みの者またはこれらに準ずる者で文部科学大臣の指定した者（学校教育法施行規則第150条第1号） <u>※日本国籍を有しない者（特別永住者を除く）は、2024年度以降に実施された日本語能力試験（N2以上）に合格していることを要する。</u>
・文部科学大臣の指定した者（学校教育法施行規則第150条第4号） <u>※日本国籍を有しない者（特別永住者を除く）は、2024年度以降に実施された日本語能力試験（N2以上）に合格していることを要する。</u>

（注）合格を証明する書類として、「認定結果及び成績に関する証明書」を出願期間内に提出する必要があります。

以 上